

【交付書面】

株式会社 **ブルボン**

第149期定時株主総会

電子提供措置事項記載書面

おいしさ、思いやり、いつもいっしょに。



目 次

◇事業報告

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項	2
2. 会社の株式に関する事項	9
3. 会社の新株予約権等に関する事項	9
4. 会社役員に関する事項	10
5. 会計監査人の状況	15

◇連結計算書類

連結貸借対照表	16
連結損益計算書	17
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	18

◇計算書類

貸借対照表	20
損益計算書	21
会計監査人の監査報告書	22
監査役会の監査報告書	24

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、訪日外国人観光客数の増加や雇用・所得環境の改善を背景として回復基調で推移したものの、欧米との金利差拡大等に起因した為替市場の動向や海外情勢不安の長期化に加え、期末には米国政権交代による通商問題の再燃など先行き不透明感が強まりました。

菓子・飲料・食品業界は、原材料調達価格ならびに各種価格の高止まりへの対応に加え、生活消費財の価格が上昇する中で、消費者の買い控えや節約志向への対応が求められました。

このような状況下で当社は、グループ全体で食品製造企業として一貫して品質保証第一主義に徹し、安全で安心な実質価値の高い商品の安定した供給と消費者ニーズに対応したサービスの提供など、顧客満足度の向上を目指した活動を推進しました。具体的には、消費者の慎重な消費行動が継続する中で、おいしさと付加価値が調和した商品の開発を進めるとともに、各品目での品揃え強化とプロモーションによる活性化を図り、求められる価値の実現に機敏かつ柔軟に取り組みました。加えて、企画提案型の営業活動と店頭フォローを積極的に行い、お客様の笑顔と満足につながる活動を推進いたしました。

また、創立100周年にあわせた企業価値向上を目指した活動や、酒類等の事業拡大を見据えた工場取得など、持続的な成長に向けた取り組みを実施しました。

その結果、価格改定の影響で伸び悩んだ商品群があったものの、「ラングレイス」を発売したビスケット品目に加え、グミ商品を含むキャンデー品目や「アルフォートミニチョコレート」シリーズを展開するチョコレート品目などが順調に推移したことから、売上高は前期を上回りました。利益面では、各種調達価格が高止まりする中、生産性の向上やコストの削減、経費の効率的な使用を進め適正利益の確保に取り組んだことから、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも前期を大きく上回りました。

菓子の合計売上高は、108,956百万円（対前期比109.6%）となりました。

ビスケット品目は、ラングドシャ生地を折り重ねチョコクリームで包んだ「ラングレイス」を発売し大変ご好評をいただきました。また、鹿児島県産のブランドバナナや各地域の特産苺を使用した商品など、季節ごとに様々なフェア展開を実施し品目の活性化を図りました。「ロアンヌ」シリーズでは、コク豊かに仕立てた生地であんこ風味のクリームをサンドした「和やかロアンヌ」を発売し、新規ユーザーの獲得を図りました。プチシリーズでは積極的な売場展開を実施し、プロモーションとともにさらなる認知向上に取り組みご支持をいただいたことに加え、「大人のプチシリーズ」を展開し、節約志向の中でも既存のプチシリーズにはない新しい価値を訴求する品揃えを図りました。

チョコレート品目は、「ラングレイス」をより食べやすい形状に仕立てた商品「ひとくちラングレイス」や3種の異なる食感の生地を組み合わせたクランチチョコレート「ザクループ」を発売し、「ひとくちルマンド」シリーズなどとともに食感豊かな商品の品揃え強化を図りました。加えて、「アルフォートミニチョコレート」シリーズでは、季節ならではの限定商品や素材の濃厚な味わいを楽しめる商品展開で品揃えの強化を図るとともに、プロモーションによる活性化を図りました。また、大袋チョコレート「ミニビットアソート」シリーズでも、季節に合わせた商品を発売しシリーズの活性化に努めました。



キャンデー品目は、「しゃりもにグミ」シリーズでルート限定商品や大学と連携して開発した商品を発売し、品揃えの強化と認知の拡大を図り順調に推移しました。また、「フェットチーネグミ」シリーズは、全国農業協同組合連合会とのコラボレーション商品を発売したことに加え、期間限定商品の発売やプロモーションによるブランド認知拡大を図りました。

これら品目に加え、豆菓子品目やスナック品目なども順調に推移したことから、菓子全体の売上高は、前期を上回りました。

飲料・食品・冷菓・その他の合計売上高は、4,518百万円(対前期比106.1%)となりました。

飲料品目は、「牛乳でおいしくこだわりココア缶180」の発売に加え、当社のロングセラー商品「ルマンド」の味わいをイメージした「ルマンドココアドリンク缶180」を発売し、品揃えの強化を図りました。さらには、パッケージにキャラクターをデザインしたミネラルウォーター商品が順調に推移しました。

食品品目は、チルド商品の「かんたんクッキング」シリーズの拡販に努めたほか、相次ぐ災害の発生による防災意識の高まりから、「缶入クラッカー」などの保存缶商品の需要が高まりました。機能性食品群では、栄養素をバランスよく配合したバータイプ商品「MITASE」シリーズをリニューアルしたほか、「スローバー」シリーズに、2種のチーズを使用した「スローバーベイクドチーズケーキ」を発売し品揃えの強化を図りました。

冷菓品目は、地元のわさび園の本わさびを粉末にして使用したカップアイス「わさびアイス」を発売したほか、既存の「ルマンドアイス」などで期間限定商品を発売し、認知の拡大を図りました。また、九州地区先行でパウチタイプのアイス「ルマンドムース」を発売するなど品揃えの強化を図りました。

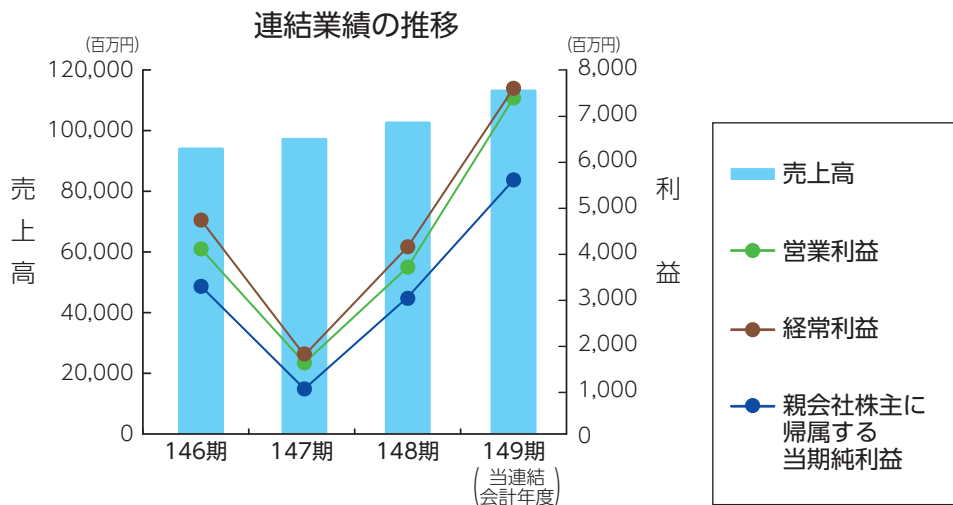
その他、通信販売事業は、季節や催事に合わせた企画商品やE Cチャンネル限定商品の取り扱いを進めました。また、全国的な米需要の高まりから、取り扱う新潟県産の白米にご支持をいただきました。

自動販売機事業は、既存販売機の設置場所の変更や商品レイアウトの変更を継続的に行い、1台当たりの収益性改善に取り組みました。また、新規開拓に努め売上の底上げを図りました。

酒類販売事業は、ナショナルブランド商品で、国産原料を使用したエチゴビール30周年記念醸造商品「オールニッポンこしひかりエール」や、季節に応じた期間限定醸造商品を展開しご支持をいただきました。また、輸出商品が堅調に推移しました。飲料・食品・冷菓・その他全体の売上高は、前期を上回りました。



以上の営業活動により業績の向上に努めてまいりました結果、当連結会計年度の売上高は113,475百万円（対前期比109.4%）、営業利益は7,470百万円（対前期比196.1%）、経常利益は7,585百万円（対前期比177.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,566百万円（対前期比181.2%）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、6,268百万円であり、ビスケット、半生、チョコレート、米菓を中心とした新製品への設備投資、ビスケット、半生、豆菓子的主力商品およびビール事業への生産強化を目的とした設備投資、既存商品の画像検査カメラ、協働ロボット導入などによる省人化、既存設備の更新や省エネルギーとIoT導入による収益性改善および品質管理体制強化のための設備投資を図りました。

(3) 資金調達の状況

設備の新設および拡充資金は、自己資金・借入金および社債発行により充たしました。

(4) 対処すべき課題

国内における人口減少や労働力不足の顕在化と併せて、当社が属する菓子、飲料・食品業界は、原材料・エネルギー価格の上昇や為替変動、原料の安定調達に関する課題など、経営を取り巻く環境は刻々と変化するとともに先行きの不透明な状況が継続するものと認識しております。

このような環境下で、当社グループは食品製造企業として品質保証第一主義に徹し、引き続き、安定した原材料調達と商品供給体制の確立、原材料のトレーサビリティ、フードセーフティーへの取り組み強化による品質保証体制の一層のレベルアップを図るとともに、当社で有するビスケットやチョコレート等の多様なカテゴリーにおいて、バラエティ豊かな商品や、生活習慣病予防のための機能性食品等の開発を進め、コーポレートメッセージである「おいしさ、思いやり、いつもいっしょに。」の体現を目指してまいります。そして、安定的な収益基盤の確保に努めることに加え、コンプライアンスに注力し、社会の一員として役割と責務を果たす正しい行動と、社会への貢献活動を推進し、法的責任と倫理的責任のある企業行動に努め、従業員が心身ともに健康で生きがいを持って働くことのできる職場環境の構築を進めてまいります。

将来に向けては、サステナビリティへの取り組みとして、菓子、飲料・食品の開発・製造・販売を通じて、豊かな生活と健康への寄与など皆様の幸せな生活に深く関わるとともに、「心と体の健康づくり」をテーマとして、持続可能な未来社会をデザインしていく健康増進総合支援企業を目指した活動を推進してまいります。

① 新製品開発体制の強化

- 1) ビスケットの市場シェア拡大に向けた利便性や簡便性、コストパフォーマンスの高い商品の開発
- 2) ライフスタイルの変化や多様な価値観にあわせた新しいチョコレート商品の開発
- 3) 菓子製造技術を活かしたブルボンお菓子アイスの開発
- 4) 食生活を栄養面から広くサポートする健康に配慮した保健機能食品等の開発
- 5) 次世代を担う新たなブランドの構築と新カテゴリーの創出
- 6) 新奇性に富み、差別化された新製品の開発と新技術や新設備の導入

② 新たな需要を創造する営業体制の強化

- 1) 企画提案型営業による楽しい売場演出・サービスの提供
- 2) 得意先別要望・課題への対応と積極的な企画提案による関係強化
- 3) 自動販売機事業・業務用商品販売事業・eコマース事業の品揃え強化による採算性の向上や新たな付加価値の創造・開発

- 4) 高付加価値商品の対面販売によるブランド認知拡大と顧客の獲得
- 5) 47都道府県にある拠点を活かした地域に密着した新たな需要の創造
- ③ グローバル展開の推進
 - 1) 中国市場における当社商品や現地グループ会社の商品の販売拡大
 - 2) 米国市場に適した商品の開発と現地法人を拠点とした販売推進
 - 3) 東南アジア、その他目覚ましい経済成長がみられる地域への販売網の構築や販売強化
- ④ 経営基盤の強化
 - 1) 安全、安心な商品を安定して供給できる生産体制の強化
 - 2) 持続可能且つコスト競争力のある原料調達ならびに新規原材料開発やサプライチェーンの強化
 - 3) 食品安全マネジメントシステムの国際規格等を基に独自に策定したブルボン品質保証マネジメントシステム（BQAMS）の運用と教育による品質保証体制の強化
 - 4) AI、IoTを活用した最新の生産システムの構築による生産性や品質の向上
 - 5) 情報システムの合理化とDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による付加価値創造
 - 6) GX（グリーントランスフォーメーション）の推進による環境負荷の低減
 - 7) 従業員の能力を最大限発揮できる組織を目指し、多様な働き方や女性の活躍を広げる制度の拡充
 - 8) 心と体の健康を重視した経営方針のもと従業員のライフスタイルや多様性を尊重した職場環境の構築
 - 9) 多様な事業環境に対応できる経営幹部の育成と積極的な外部招聘
 - 10) 経営・経営企画ならびに計画推進組織の強化
 - 11) 将来性のある領域への投資ならびに事業買収等による規模拡大

(5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第146期 (2021年4月から 2022年3月まで)	第147期 (2022年4月から 2023年3月まで)	第148期 (2023年4月から 2024年3月まで)	第149期 当連結会計年度 (2024年4月から 2025年3月まで)
売 上 高 (百万円)	94,451	97,383	103,717	113,475
経 常 利 益 (百万円)	4,745	1,838	4,283	7,585
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,374	1,096	3,071	5,566
1株当たり当期純利益 (円)	140.47	45.64	127.85	231.17
総 資 産 (百万円)	83,262	87,630	94,233	95,839
純 資 産 (百万円)	52,786	53,540	56,434	61,492

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 レー マ ン	28 百万円	100 %	食料品の製造・販売
エチゴビール株式会社	100 百万円	100 %	酒類の製造・販売
波路夢(長興)食品有限公司	28,500 千US\$	100 %	食料品の製造・販売
波路夢(上海)商貿有限公司	1,745 百万円	100 %	食 料 品 の 販 売

- ③特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

各種洋菓子および飲料、食品ならびに衛生用品、日用雑貨品の製造、販売
(主要な営業品目)

ビスケット、小麦粉せんべい、豆菓子、キャンデー、デザート、米菓、スナック、
珍味、チョコレート、チューインガム、ミネラルウォーター、コーヒー・ココア飲料、
その他清涼飲料水、粉末ココア、冷菓、酒類、米（通販のみ）、パン・インスタント
ラーメン（自動販売機のみ）、マスク（通販、自動販売機のみ）

(8) 主要な営業所および工場

①営業所

赤坂オフィス(東京都港区)、神戸オフィス(神戸市)、
北海道・東北ブロック(仙台市)、北信越ブロック(柏崎市)、関東ブロック(さいたま市)、
中部ブロック(北名古屋市)、中国・四国ブロック(広島市)、九州ブロック(福岡市)、
中華人民共和国(上海市、北京市、浙江省杭州市)

②生産拠点

新潟県(柏崎市、新潟市、長岡市、上越市、新発田市、村上市、五泉市、魚沼市)
山形県(鶴岡市)
埼玉県(和光市)
長野県(北佐久郡御代田町)
中華人民共和国(浙江省湖州市長興県)

(9) 従業員の状況

当社グループの従業員数 (2025年3月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
4,186名	25名減

上記の他、臨時従業員が期中平均で 834 名おります。

当社の従業員数 (2025年3月31日現在)

従 業 員 数	前年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
3,881名	41名減	38.3歳	16.0年

上記の他、臨時従業員が期中平均で 793 名おります。

(10) 主要な借入先および借入額

(2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社 第四北越銀行	1,259
株式会社 日本政策投資銀行	1,550
株式会社 日本政策金融公庫	56

(11) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 24,175,206 株 (自己株式 3,524,794 株を除く)
- (3) 株主数 18,146 名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人ブルボン吉田記念財団	2,612	10.81
吉田興産株式会社	2,200	9.10
ブルボン柏湧共栄会	1,738	7.19
株式会社 第四北越銀行	1,181	4.89
吉田 康	1,173	4.85
北日本興産株式会社	915	3.79
吉田 暁弘	908	3.76
吉田 匡慶	721	2.98
吉田 和代	706	2.92
吉田 篤司	700	2.90

(注) 1. 当社は自己株式を 3,524,794 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

氏 名	地位および担当		重要な兼職の状況
吉 田 康	取締役社長 (代表取締役)		公益財団法人ブルボン吉田記念財団代表理事 吉田興産株式会社取締役 北日本興産株式会社取締役 株式会社ブルボン再生医科学研究所代表取締役
吉 田 匡 慶	専務取締役 (代表取締役)	経営企画研究本部長	北日本興産株式会社取締役
吉 川 実	専務取締役 (代表取締役)	製造保証本部長	波路夢(長興)食品有限公司董事長 波路夢(上海)商貿有限公司副董事長
井 手 規 秀	常務取締役	開発開拓本部長	波路夢(上海)商貿有限公司董事長兼總經理
浅 野 和 男	常務取締役	国内経営計画推進	
大 竹 一 弘	常務取締役	国際経営計画推進	
中 野 隆	常務取締役	人智財本部長	
諸 橋 文 弘	取 締 役	製造保証本部副本部長	
坂 井 裕 次	取 締 役	開発開拓本部 製品開発統括部長	
横 田 昇	取 締 役	人智財本部 人事企画部長	
間 島 孝 弘	取 締 役	人智財本部 財務管理部長	
小 林 修	取 締 役	製造保証本部 製造管理部長	波路夢(長興)食品有限公司副董事長兼總經理
河 端 和 雄	取 締 役		
佐々木広介	取 締 役		一般社団法人健康ビジネス協議会代表理事会長代行
尾 関 幸 美	取 締 役		中央大学大学院法務研究科教授
櫻 井 孝 男	取 締 役		
上杉奈保美	取 締 役		ともにマーケティング株式会社代表取締役
佐 藤 一 也	常勤監査役		
日 浦 安 夫	常勤監査役		
川 上 悦 男	監 査 役		川上悦男税理士事務所所長
今井賢一郎	監 査 役		JFEコンテナ株式会社顧問

- (注) 1. 取締役河端和雄、佐々木広介、尾関幸美、櫻井孝男および上杉奈保美の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役川上悦男および今井賢一郎の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役川上悦男氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の役員の異動
- ①2024年6月27日開催の第148期定時株主総会において、間島孝弘および小林修の2氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

- ②2024年6月27日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって、山崎幸治氏は任期満了により取締役を、また、植木敏彦氏は任期満了により監査役をそれぞれ退任いたしました。
- ③2024年6月27日開催の取締役会において、吉田匡慶および吉川実の2氏が専務取締役に、井手規秀および中野隆の2氏が常務取締役に就任いたしました。
5. 当社は、東京証券取引所に対して、河端和雄、佐々木広介、尾関幸美、櫻井孝男および上杉奈保美の取締役5氏ならびに川上悦男および今井賢一郎の監査役2氏を独立役員として届け出ております。
6. 当事業年度末日現在、会社役員と交わした補償契約について該当事項はありません。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因し損害賠償請求がなされたことにより被る損害を当該保険契約により填補し1年ごとに契約更新することとしております。
- 当該保険契約の被保険者は、当社および当社の子会社の取締役および監査役ならびに主要な業務執行者であり、その保険料を全額当社が負担しております。
- 当該保険契約は、2024年11月に同内容で更新しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役(うち社外取締役)	18(5)	213(36)
監査役(うち社外監査役)	5(2)	34(14)
合 計(うち社外役員)	23(7)	247(51)

- (注) 1. 上記には2024年6月27日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 支給額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額、29百万円を含んでおります。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役(7名)の使用人分給与(賞与を含む)を58百万円支払っております。
5. 当事業年度においては業績連動報酬および株式報酬等の制度は採用しておりません。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

2024年6月27日開催の第148期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役および監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 40百万円

監査役 1名 7百万円

(金額には過年度の事業報告において取締役および監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役1名37百万円、監査役1名6百万円が含まれております。)

③取締役および監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役および監査役の報酬額は2016年6月29日開催の第140期定時株主総会において取締役については年額240百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内、また、使用人分給与は含まない)、監査役については年額50百万円

以内と決議いただき、当該定時株主総会終結時点の取締役は18名（うち社外3名）、監査役は4名です。また、2020年6月26日開催の第144期定時株主総会において、取締役の報酬限度額はそのままに、社外取締役分のみ年額50百万円以内に改定との決議をいただきました。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役は15名（うち社外5名）、監査役4名です。

④役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等は、基本報酬と役員退職慰労金で構成されております。

当社は、2021年2月24日開催取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を「役員報酬規程」として決議しており、取締役の報酬等については、株主総会の決議による報酬総額の限度内において会社業績、経済情勢等を考慮し「役員報酬規程」に定める方針および支給基準に基づいて取締役会において決定するものとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該「役員報酬規程」と整合していることを確認しており、決定方法に沿うものであると判断しております。

役員報酬規程の内容の概要は次のとおりであります。

1) 報酬等に関する方針

- a. 経営の透明性・公正性、報酬の妥当性を確保し、企業価値向上と持続的な成長を通じて経営意識を高めるものであること。
- b. 株主総会で承認された報酬総枠のなかで、役員間、従業員、同業他社、地域水準等と比較してバランスに配慮したものであること。
- c. 取締役の報酬については、本規程に基づき報酬等に関する方針および内容について取締役会において決定する。

なお、取締役会が取締役社長に決定を一任したときは、本規程に定める基準に基づき取締役社長がこれを決定する。

2) 常勤取締役の報酬支給基準

常勤取締役の報酬は従業員給与の最高額を基準とし、その役職位に応じて倍率範囲を定め、基準に乗じて算出する。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長吉田康氏に対し各取締役の報酬の額の決定を一任しております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 1) 社外取締役佐々木広介氏は、一般社団法人健康ビジネス協議会の代表理事会長代行を務めており、同法人と当社は取引関係がありますが、今期の取引金額は当社連結売上高の0.001%未満と僅少であります。

- 2) 社外取締役上杉奈保氏は、ともにマーケティング株式会社の代表取締役を務めておりますが、同社と当社は取引がありません。
- 3) 社外監査役川上悦男氏は、川上悦男税理士事務所を経営されておりますが、同社と当社は取引がありません。
- 4) 河端和雄、尾関幸美および櫻井孝男の社外取締役3氏ならびに社外監査役今井賢一郎氏については該当事項はありません。
- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- 1) 今井賢一郎氏は、JFEコンテナ株式会社（現JFEエスエス）の顧問を務めておりましたが2025年3月31日付けで退任いたしました。なお、同社と当社は取引がありません。
- 2) 河端和雄、佐々木広介、櫻井孝男および上杉奈保の社外取締役4氏ならびに社外監査役川上悦男氏については該当事項はありません。
- ③主要取引先等特定関係事業者との関係
- 1) 当社の社外役員いずれも該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

社外取締役	取締役会出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
河 端 和 雄	12回中 12回	企業経営者としての豊富な経験や実績に基づく幅広い見識に基づき、当社の経営全般に関する有意義な発言を行うことなどを通じて社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。 また、経営諮問委員会および役員人選検討委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。
佐々木広介	12回中 12回	金融機関における豊富な経験と財務・会計に関する幅広い見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。 また、経営諮問委員会および役員人選検討委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。
尾 関 幸 美	12回中 11回	会社法に関する専門的な知識およびコーポレートガバナンスの実務における知見を活かして助言・提言を行っており、当社の中長期的な企業価値向上にも寄与しております。 また、経営諮問委員会および役員人選検討委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。

櫻井孝男	12回中 12回	企業経営における経験や実績に基づく幅広い見識に基づき当社の経営に関する的確な助言・提言を行うことなどを通じて社外取締役期待される役割を適切に果たしております。 また、経営諮問委員会および役員人選検討委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。
上杉奈保美	12回中 12回	企業経営における経験や実績に基づく幅広い見識に基づき当社の経営に関する的確な助言・提言を行うことなどを通じて社外取締役期待される役割を適切に果たしております。 また、経営諮問委員会および役員人選検討委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。

社外監査役	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
川上悦男	12回中 12回	12回中 12回	税理士としての幅広い専門的見地から、特に財務、会計等に関して適宜的確な発言を行っております。 また、経営諮問委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。
今井賢一郎	12回中 12回	12回中 12回	長年にわたる監査部門における豊富な経験をもとに当社の経営に関して適宜的確な発言を行っております。 また、経営諮問委員会に出席し、客観的・中立的立場から決定過程における監督機能を担っております。

⑤当社の不祥事等に関する対応の概要

社外役員7氏いずれも該当事項はありません。

⑥責任限定契約の内容の概要

当社と河端和雄、佐々木広介、尾関幸美、櫻井孝男および上杉奈保美の社外取締役5氏ならびに川上悦男および今井賢一郎の社外監査役2氏は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑦当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

社外役員いずれも該当事項はありません。

⑧社外役員についての記載事項についての意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	43

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を勘案し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度において、該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	46,294	流 動 負 債	25,884
現 金 及 び 預 金	17,391	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	12,169
受 取 手 形	88	短 期 借 入 金	500
売 掛 金	14,682	1年内返済予定の長期借入金	310
商 品 及 び 製 品	5,341	リ ー ス 債 務	175
仕 掛 品	790	未 払 金	2,482
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,440	未 払 費 用	6,496
そ の 他	563	未 払 法 人 税 等	1,747
貸 倒 引 当 金	△3	賞 与 引 当 金	1,477
		そ の 他	526
固 定 資 産	49,545	固 定 負 債	8,462
有 形 固 定 資 産	40,649	社 債	300
建 物 及 び 構 築 物	17,414	長 期 借 入 金	2,055
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	13,194	リ ー ス 債 務	346
工 具 、 器 具 及 び 備 品	381	繰 延 税 金 負 債	529
土 地	6,772	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	288
リ ー ス 資 産	474	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,934
建 設 仮 勘 定	2,411	負 の の れ ん	7
無 形 固 定 資 産	1,507	負 債 合 計	34,347
の れ ん	519	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	924	株 主 資 本	61,189
そ の 他	63	資 本 金	1,036
投 資 そ の 他 の 資 産	7,388	資 本 剰 余 金	7,108
投 資 有 価 証 券	4,331	利 益 剰 余 金	53,947
繰 延 税 金 資 産	2,315	自 己 株 式	△903
そ の 他	741	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	303
資 産 合 計	95,839	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	957
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△961
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	306
		純 資 産 合 計	61,492
		負 債 純 資 産 合 計	95,839

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		113,475
売 上 原 価		84,350
売 上 総 利 益		29,125
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,654
営 業 利 益		7,470
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	83	
持分法による投資利益	55	
受 取 賃 貸 料	17	
受取ロイヤリティー	32	
負ののれん償却額	1	
そ の 他	70	273
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27	
減 価 償 却 費	17	
賃 貸 収 入 原 価	8	
為 替 差 損	96	
そ の 他	7	158
経 常 利 益		7,585
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投資有価証券売却益	483	
国 庫 補 助 金	2	485
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	26	
減 損 損 失	34	
固 定 資 産 圧 縮 損	2	
100周年記念事業費	304	
そ の 他	22	391
税金等調整前当期純利益		7,680
法人税、住民税及び事業税	2,199	
法 人 税 等 調 整 額	△85	2,113
当 期 純 利 益		5,566
親会社株主に帰属する当期純利益		5,566

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 ブルボン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸田力也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブルボンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブルボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合においては、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	44,871	流 動 負 債	25,086
現金及び預金	16,362	買 掛 金	11,795
受 取 手 形	88	短 期 借 入 金	500
売 掛 金	14,334	1年内返済予定の長期借入金	299
商品及び製品	5,170	リ ー ス 債 務	168
仕 掛 品	766	未 払 金	2,440
原材料及び貯蔵品	7,107	未 払 費 用	6,231
前 払 費 用	395	未 払 法 人 税 等	1,724
短期貸付金	1,426	預 り 金	477
未 収 入 金	441	賞 与 引 当 金	1,438
そ の 他	84	そ の 他	9
貸 倒 引 当 金	△1,306	固 定 負 債	8,311
固 定 資 産	49,807	社 債	300
有形固定資産	40,452	長 期 借 入 金	2,009
建 築 物	16,401	リ ー ス 債 務	333
構 築 物	998	退 職 給 付 引 当 金	5,372
機 械 及 び 装 置	13,030	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	288
車 両 運 搬 具	54	負 の の れ ん	7
工具、器具及び備品	346		
土 地	6,753	負 債 合 計	33,397
リ ー ス 資 産	456		
建 設 仮 勘 定	2,411	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,449	株 主 資 本	60,343
の れ ん	468	資 本 金	1,036
ソ フ ト ウ エ ア	918	資 本 剰 余 金	10,358
そ の 他	62	資 本 準 備 金	52
投資その他の資産	7,905	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,305
投資有価証券	3,152	利 益 剰 余 金	50,423
関 係 会 社 株 式	1,095	利 益 準 備 金	259
出 資 金	2	そ の 他 利 益 剰 余 金	
関 係 会 社 出 資 金	0	別 途 積 立 金	25,030
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,059	繰 越 利 益 剰 余 金	25,134
長 期 前 払 費 用	305	自 己 株 式	△1,475
繰 延 税 金 資 産	2,452	評 価 ・ 換 算 差 額 等	937
そ の 他	343	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	937
貸 倒 引 当 金	△2,505		
資 産 合 計	94,678	純 資 産 合 計	61,280
		負 債 純 資 産 合 計	94,678

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		109,213
売 上 原 価		81,196
売 上 総 利 益		28,016
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,750
営 業 利 益		7,265
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24	
受 取 配 当 金	80	
受 取 賃 貸 料	82	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	78	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	32	
負 の の れ ん 償 却 額	1	
そ の 他	61	362
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
賃 貸 収 入 原 価	70	
為 替 差 損	37	
そ の 他	24	159
経 常 利 益		7,468
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	483	
国 庫 補 助 金	2	485
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	26	
減 損 損 失	34	
固 定 資 産 圧 縮 損	2	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	60	
100周年記念事業費	304	
そ の 他	22	450
税 引 前 当 期 純 利 益		7,503
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,158	
法 人 税 等 調 整 額	△99	2,058
当 期 純 利 益		5,444

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 ブルボン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸田力也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブルボンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第149期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社ブルボン 監査役会

常勤監査役 佐藤 一也 ㊟

常勤監査役 日浦 安夫 ㊟

社外監査役 川上 悦男 ㊟

社外監査役 今井賢一郎 ㊟

以 上

